

1 従来のドローン操縦に関する要件

近年のドローン利用の拡大をふまえ、関係団体において民間資格の講習・試験・認定が既に普及しているところですが、それらの受講・受験・認定の適正要件として色覚の条項が見受けられます。

(1) これら色覚の要件(欠格要件)については、当局の定める基準を制度的に援用しているものなのでしょうか。

(国土交通省回答) 国土交通省としては、民間資格に係る受講・受験・認定の適正要件として、色覚に係る要件・基準を設定しておりません。

(2) また、当局の定める基準の適用では、旧来の航空従事者とドローン操縦者と同じ扱いか否か、同一・類似の場合の根拠は何でしょうか。

(国土交通省回答) 国土交通省としては、現行の許可・承認基準において、色覚に係る要件・基準を設定しておりません。

2 新規のドローン操縦に関する法定要件

今回の法改正による新たな操縦ライセンスについては「身体の状態に応じ必要な条件を付す」とされています(132条の44)。

(1) 当該身体条件その他で色覚の要件(欠格条項)は入るのでしょうか。入る場合の規定内容と根拠はどのようなものなのでしょうか。

(国土交通省回答) 身体検査については、無人航空機を安全に飛行させるために、視力、色覚、聴力、身体機能の障害の有無等について確認することを想定しております。このうち、色覚については、異常事態発生時に、無人航空機や操縦コントローラーに表示される警告灯を的確に把握することが必要であることによるものですが、色覚異常の場合には無人航空機操縦者技能証明を取得できないものとする(欠格要件とする)のではなく、特段飛行の安全に問題が生じない場合や、警告灯の発光パターンの違いや警告音等の機体面の対応あるいは飛行を補助する者の配置により、安全な飛行が確保できる場合もあるものと考えており、後者についてはそのような条件を付した上で技能証明を発行することを想定しております。

(2) 当該条件等についても省令において規定されるのでしょうか。

(国土交通省回答) ご認識のとおり、今後関係者とも調整の上、省令等で規定することを想定しております。

3 指定試験機関の実施規程

新たな操縦ライセンスの資格試験については、大臣の指定する機関に試験事務を行わせ(132条の56)、それらの実施規程を大臣が認可する(132条の61)とされています。当該試験の受験資格に関して、色覚の要件(欠格条項)を実施規程等に盛り込んでいる場合、大臣は認定するのでしょうか。その場合の根拠は何でしょうか。

(国土交通省回答) 改正後航空法第132条の61第1項の規定により、指定試験機関は、試験事務の実施方法等についての試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けることとされており、例えば、色覚異常の場合には受験を認めないといった記載があった場合には、当該事務規程は認可されないものと考えております。

4 登録講習機関の実施規程

上記3と同様に、法定の機関(132条の69)が当該講習の受講資格に関して、色覚の要件(欠格条項)を実施規程等に盛り込んでいる場合、大臣は登録を認定するのでしょうか。その場合の根拠は何でしょうか。

(国土交通省回答) 改正後航空法第132条の74第1項の規定により、登録講習機関は、講習事務の実施方法等についての無人航空機講習事務規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならないこととされており、例えば、色覚異常の場合には受講を認めないといった記載があった場合には、当該登録講習機関に対して改善命令を発出し、命令に違反した場合には登録の取消し等の対象となるものと考えております。